

要 望 書

(教育関係)

令和 7 年 1 0 月

佐 賀 県 市 長 会

令和7年度 教育関係要望事項一覧

〔計10件〕

○教育委員会事務局関係

- 1 教員業務支援員配置事業に係る財源措置について・・・・・・・・P 1
- 2 公立小中学校における教職員定数の確保について・・・・・・・・P 3
- 3 スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について・・・・P 4
- 4 先進的 I C T利活用教育推進に係る支援の充実について【重点】・・P 6
- 5 特別支援学級の学級編制及び教育環境整備について【重点】・・・・P 8
- 6 栄養職員（栄養教諭、学校栄養職員）の増員配置について・・・・P 1 0
- 7 医療的ケア児とその家族の支援について・・・・・・・・・・・・P 1 1
- 8 教育行政に係る法務相談体制の普及について・・・・・・・・・・・・P 1 2
- 9 実用英語技能検定の受験に係る補助について・・・・・・・・・・・・P 1 3
- 1 0 学校施設環境改善交付金の安定的・継続的措置について【重点】
・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 4

1 教員業務支援員配置事業に係る財源措置について

学習指導要領を踏まえた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、令和2年度より教科化された小学校における外国語教育の充実、特別支援教育の充実、「生きる力」を育む環境づくり、学力の向上等、学校現場においては、多様化・複雑化する多くの課題が生じています。これらの課題に対応するためには、教職員の働き方改革が不可欠です。

その働き方改革の推進に近年効果をあげてきたのが、教員業務支援員の配置です。教員の多忙化を解消し、児童生徒と向き合う時間を確保することにより教育活動を一層充実させることを目的とした教員業務支援員配置事業については、例えば、佐賀市では、令和7年度は53校に53名の配置を希望していましたが、県から14名分の予算措置の通知があり、本来の目的を十分に果たせていない状況となっています。

このことから、以下のことを要望いたします。

- 教職員の働き方改革のために国は予算拡充をしていることから、県においても、最低でも1校1人の配置の実現に向けた予算を確保し、市町への財政措置を行うこと。
- 教員業務支援員の配置については、教職員と同様に、県において任用し、県の財政負担において配置すること。
- 教員業務支援員配置に係る費用については、国に更なる財政措置を行うよう強く働きかけること。本事業は本来、国1／3、県2／3の制度設計となっているにも関わらず、県補助要綱において県3／5（国庫補助金含む）、市町2／5負担としているため、県の補助率については10／10（国庫補助金含む）とすること。

関係法令等

・教員業務支援員配置事業費補助金交付要綱

- ・教員業務支援員配置事業実施要領
- ・教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱

2 公立小中学校における教職員定数の確保について

義務教育水準の維持向上を目的として定められた法令に基づき、県内小中学校の教職員は、県で本務者（県費負担教職員）を配置することになっていますが、例年欠員が生じており、講師を配置することにより実質的な欠員を生じないよう、県にご尽力いただいている次第です。特に近年は常勤講師の不足もあり、臨時免許状の交付や常勤講師の不足を非常勤講師で補う等の対応をしながら講師任用を行っていますが、講師が見つからないまま新年度をスタートせざるを得ないケースも出ており、学校運営は危機的状況となっています。例えば佐賀市では、令和5年度から講師の配置が出来ておらず、令和7年4月現在、教職員の未配置は小学校で23名、中学校で12名となっています。

今後も教職員の大量退職や各種休業制度の取得増などが予想されることから、この未配置の状態の継続や拡大が懸念されます。

学力向上、配慮を要する児童生徒の支援、特別支援教育の充実など、課題解決に向けて優れた教育環境を保障するため、常態化している未配置の状態について、任用権者である県が責任を持って、早急に具体的解決策を講じ抜本的改革をして頂くよう強く要望します。

関係法令等

- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

3 スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実について

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られます。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対しては、親と教員だけで解決できないことも多く、抱えている問題・悩みによっては、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉に関する専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置が求められ、年々その必要性が増しているところです。

今年度より、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下、スクールカウンセラー等）ともに時間数を増やして頂いていますが、スクールカウンセラー等の相談時間が短いこと、相談日が限られていることから、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないこと、更には、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくいなどの課題は改善できていません。また、小学校まで十分対応ができない状況にあります。

このことから、以下の改善を要望します。

- スクールカウンセラー等の相談時間数を増加すること。特に、スクールソーシャルワーカーについては、不登校問題、虐待問題、貧困家庭問題など、家庭的に問題を抱える児童生徒に対しては、家庭に直接働きかけることによって、児童生徒の置かれている状況が明らかになり、支援へとつながるケースも増加していることから、配置時間数や人員を増加すること。
- 中学校において増加する問題行動等の未然防止、また小学校において低学年から不登校が増加している、といった観点から、特に小学校におけるスクールカウンセラーについて配置・活用等を拡充すること。なお、その際は、小規模校についても配慮し、年間80時間（月に8時間程度）は確保できるように拡大すること。
- 「不登校対応コーディネーター」の配置は、児童生徒個々の状況に応じた支援の充実・強化に生かされており、今後も補助対象事業として一層の拡充をすること。

關係法令等

学校教育法施行規則

4 先進的 I C T利活用教育推進に係る支援の充実について

令和元年度からの G I G A スクール構想により整備された児童生徒の 1 人 1 台端末が更新期を迎えるにあたり、計画的な更新のため国費による基金が造成され、補助率 3 分の 2 ながら財源を確保頂きました。

しかしながら、ネットワーク基盤の更新・維持・回線費やフィルタリング経費、年数経過とともに増大が予想される機器の修繕費等、運用に係る費用の財政負担が懸念されるとともに、今後の機器更新について市町の財政負担が懸案となっています。

授業では、1 人 1 台端末や電子黒板を使用することにより、児童生徒の興味・関心などは深まっており、I C T 利活用教育の推進に積極的に取り組んでいるところです。しかし、学校現場での I C T 活用のためには、各小中学校への I C T 支援員の適正な配置と教職員へのきめ細かい支援が課題としてあります。

また、校務システムやサーバー等、市町ごとに整備している関係上、人事異動があった際は、異動先の市町の I C T 環境やシステムの違いが教職員の大きな負担となっています。これらを解決するためには、県域での統一した校務環境整備が必要です。

このことから、学校の I C T 環境整備にあたり、以下のとおり要望します。

- 教育の機会均等という観点から、I C T 環境（ハード・ソフト両面）等の維持更新や教育人材の育成、I C T 支援員の確保等については、全国の児童・生徒が格差ない環境を享受できるよう、国庫補助等、直接かつ十分な財政措置が講じられるよう国への働きかけを行うこと。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教育 D X ・校務 D X の推進が県内統一的に進むよう、教職員研修の実施や情報提供など全市町共通で必要とする事項については、県において実施すること。
- 教職員の人事異動による業務の効率性を向上するため、県主導で校務システムの共同調達を進めること。

関係法令等

- ・ G I G A スクール構想
- ・ 教育基本法
- ・ 学校教育の情報化の推進に関する法律

5 特別支援学級の学級編制及び教育環境整備について

特別支援学級や通級による指導を必要とする児童生徒の増加や通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応など、インクルーシブ教育の理念に基づき、多様な子どものニーズに的確に応えていくため、人的及び物的な環境面での充実が喫緊の課題です。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、令和8年度より本格的に、自閉症・情緒障害特別支援学級から通常の学級に転級し、通級による指導を受ける児童生徒の増加が見込まれます。

例えば、鳥栖市では、令和4年度から国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」を活用し、連携支援コーディネーターとして、特別支援教育支援員を学校教育課に配置し対応していますが、補助期間が終了し、財政負担が増加しています。また近年は、佐賀県全体における特別支援教育アドバイザー養成研修の実施はもとより、県内の一部自治体においては特別支援教育エリアリーダーの配置も行われ、これらを活用し、特別支援教育の充実を図っていたところですが、令和5年度より県東部地区の配置がなくなり、更に令和7年度末をもって事業終了となります。多様な教育的ニーズのある児童生徒が在籍し、多忙を極める小中学校において、特別支援教育エリアリーダーの配置は大変ありがたい事業であり、特別支援教育の更なる充実に繋がるものです。

一方で、特別支援教育支援員の配置について、平成19年度から交付税による財政措置が講じられていますが、公立小中学校に入学する配慮を要する児童生徒が大幅に増えている現状に対して、支援員の配置や学校施設・設備の整備が十分に進んでいるとは言えない状況です。

つきましては、以下の事項について、県の支援の充実及び国への働きかけを行って頂くよう要望します。

- 教育支援委員会において特別支援学校に就学することが望ましいと判断された児童生徒が、本人・保護者の強い希望を踏まえ小中学校に就学した場合には、国及び県が教職員の加配により支援すること。

- 通級指導教室の利用の増加が見込まれることから、通級による指導を担当する教員の養成及び専門性の向上のための新規事業を立ち上げること。
- 小学校の通常学級の定員が35人へ移行したことを考慮し、特別支援学級の定員についても見直すこと。
- 特別な支援を必要とする子どものうち、これまで特別支援学級を利用していた子どもが、通常の学級に在籍し通級指導教室を利用するケースが増加すると見込まれることから、特別支援学級については、在籍児童の減少が見込まれるものの、これまで要望してきた定員の見直し又は加配措置による手厚い配置を講じること。
- 特別支援教育支援員の配置については、財源及び使途の明確化の観点から、交付税による財政措置ではなく、国庫補助による支援を行うとともに、県としても独自の財政支援を講じること。
- 特別な支援を必要とする子どもへ就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援を行うため、国に対し連携支援コーディネーターの配置に関し、補助期間の撤廃を要望すること。
- 特別支援教育エリアリーダーについては、効果が高いため、その効果を再度検証し、県内全域に配置する等、事業の拡大を図るとともに、令和8年度以降も事業を継続すること。

関係法令等

- ・発達障害者支援法
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

6 栄養職員（栄養教諭、学校栄養職員）の増員配置について

県内の事例として、鳥栖市学校給食センターでは、可能な限りの手作り給食、食物アレルギーのある児童へのきめ細やかな対応を運用の柱として、1日平均約5,000食の給食を提供しています。体制につきましては、県教委の配慮により、本年度も引き続き小学校において、2名増員の栄養職員4名（栄養教諭4名）の配置となっております。

また、鳥栖市の市立中学校では、1日平均約2,200食の給食管理業務のほか、食物アレルギーを有する生徒32名の対応を目的に、市費で2名の栄養士を配置しています。中学校4校と連携し食育の充実を期すべく完全給食を実施していますが、安全で安心なアレルギー食対応、栄養管理、衛生管理をはじめとした給食の提供および食育推進等を行っていくためには、教職員としての専門性を有しており、かつ学校現場に精通する栄養教諭は、学校全体の食育推進において中心的な職責を担うことから、その増員（加配）が特に必要と考えています。

このことから、次のとおり要望します。

- 小学校への栄養職員の増員（加配）を継続すること。
- 県において、中学校への栄養職員を配置すること。また、国に対し、加配増の要望を行っていくこと。

関係法令等

- ・学校給食法、学校教育法、食育基本法

7 医療的ケア児とその家族の支援について

近年、医療技術の進歩に伴い、医療的ケアが必要な児童生徒数は特別支援学校のみならず、地域の小中学校においても増加傾向にあります。医療的ケアが必要な児童においても、当然に十分な教育が受けられることができ、また、保護者の付添いが無くても支援が受けられる教育環境を整えることが不可欠です。

例えば、鳥栖市では、令和7年度は医療的ケアが必要な児童生徒に対し、訪問看護ステーションに委託し、学校に看護師を派遣しています。必要に応じ、国や県等関係機関と連携を図りながら、特別支援学級の設置や看護職員の配置などの切れ目ない支援体制の充実に努めており、費用については、看護職員の配置に係る費用の3分の1について、「切れ目ない支援整備充実事業」として国より補助を受け、市の財政負担の軽減が図られています。

しかしながら、今後、更に医療的ケアが必要な児童生徒の増加が予想されることから、医療的ケアに係る費用の増加に伴い、市の財政負担が増大することが見込まれます。

つきましては、以下の事項について、県の支援の充実及び国への働きかけを行って頂くよう要望します。

- 医療的ケア児が学校に就学するにあたって要する費用（看護師配置に係る費用等）については、国が実施する切れ目ない支援整備充実事業に加え、県としても独自の財政支援を講じること。
- 国に対し、切れ目ない支援整備充実事業の補助割合を医療的ケア児保育支援事業の補助割合と同等とするよう要望すること。
- 県内の市町で対応に差が生じないよう、県により学校における医療的ケアの指針となる佐賀県版医療的ケアハンドブックを作成配布すること。

関係法令等

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

8 教育行政に係る法務相談体制の普及について

教育行政に係る法務相談体制、いわゆる「スクールロイヤー」については、平成 30 年 1 月に、日本弁護士連合会より文部科学省に対し、「スクールロイヤーの整備を求める意見書」が提出されました。それを受け文部科学省では、教育行政に係る法務相談体制充実を目的に施策が進められ、令和 2 年度から、域内の学校や市町村をサポートする都道府県及び政令指定都市教育委員会における弁護士等活用のための費用に対し、普通交付税措置が講じられています。

この法務相談体制における弁護士の役割として、学校に対して、及び学校や教育委員会への過剰な要求への対応について、法的助言を行うことにより、「教職員の負担軽減」が期待されています。

このような中、佐賀県教育委員会では令和 5 年度から、いじめや児童生徒の事件・事故等について、弁護士が学校に指導や助言を行うスクールロイヤー事業の運用が始まりました。県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とし、学校に求められる法律上適切な対応について、弁護士が中立的な立場でアドバイスを行い、また、いじめ予防をテーマとした弁護士による出前講座や教職員研修も行うとされております。

市町立小中学校でも、いじめ事案やその他児童生徒の問題行動等が発生しており、例えば鳥栖市では、現在、小中学校の年間のいじめ認知件数が小学校 750 件以上、中学校 150 件以上と年々増加傾向となっております。各市はこれらの事案に加え、事故や問題行動等に関しても適切に対応を行う必要があり、学校の教職員やスクールカウンセラー等の専門家だけでなく、弁護士による法的観点からの継続的な学校への助言の必要性は高まりつつあります。

このような現状と令和 6 年 6 月の県議会文教厚生常任委員会において「市町への拡充を検討する」との答弁がなされていることを鑑み、下記の事項について要望します。

- 普通交付税措置の趣旨を勘案し、現在運用中の教育行政に係る法務相談（スクールロイヤー）体制について、市町への支援を実施すること。

関係法令等

- ・ いじめ防止対策推進法

9 実用英語技能検定の受験に係る補助について

文部科学省が公表した令和5年度「英語教育実施状況調査」において、佐賀県内の公立中学3年生のうち「英検3級」相当以上の英語力がある生徒の割合は30.1%で、都道府県と政令市の中で全国ワースト1だったことから、佐賀県は各市町と協力して、中学生の英語力を向上させるため、授業力改善やデジタル教材の活用など、さまざまな取組を行っています。

その取組の一つとして、佐賀県は令和7年度から、唐津市、嬉野市、基山町の中学3年生を対象に、実用英語技能検定受験料の全額補助を実施することとされています。

例えば、伊万里市でも、同様の理由で、令和7年度から市立中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に実用英語技能検定受験料の全額補助を、市単独事業として実施することとしています。

つきましては、中学生の英語力及び学習意欲の向上を図るため、県と同様に実用英語技能検定の補助を行っている市町に対し、県の補助の拡充をさせていただくよう要望します。

関係法令等

10 学校施設環境改善交付金の安定的・継続的措置について

児童生徒が安心して学び、健やかに成長できる教育環境の確保は、自治体に課された最も重要な責務の一つです。各自治体ではその責任のもと、限られた財源と人員の中で、学校施設の安全性向上や学習環境の整備に日々取り組んでいます。

こうした中、全国的に学校施設の老朽化が進行し、児童生徒の安全確保や防災対策の観点からも、早急な対応が求められています。

これを受け、各自治体では、事業計画や中期財政計画を策定し、計画的かつ段階的な改修を推進しているところです。

しかしながら、これらの事業を実施するためには、国の交付金の安定的かつ継続的な措置が不可欠です。安全・安心な学校施設の確保に向けては、引き続き国の積極的な支援が強く求められます。

つきましては、各自治体が策定した改修計画の着実な実施に向け、必要な交付金が確実に措置されるよう、国に対し強く要請していただきますようお願い申し上げます。

関係法令等

学校施設環境改善交付金交付要綱

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

佐賀県知事

山 口 祥 義 様

佐賀県教育長

甲 斐 直 美 様

佐賀県市長会

会長 峰 達郎